第１号様式

令和７年　　○月　○日

川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付申請書

（あて先）川崎市長

本社所在地（履歴事項全部証明書に記載されている住所）を記入

〒XXX－XXXX

住　所　○○市○○区○○町 XX－XX

名　称　○○株式会社

代表者の職名・氏名を記入

代表者　代表取締役　○○　○○

川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付要綱第９条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業実施事業所名	○○株式会社　川崎事業所
補助事業実施事業所住所	〒　△△△－△△△△ 川崎市　○○区　○○町 XX-XX
実施事業（導入設備）	■再生可能エネルギー源利用設備 ■太陽光発電設備　□太陽熱利用設備　□風力発電設備 □小水力発電設備　□地中熱利用設備　□バイオマス利用設備 □上記に示した発電設備と接続する蓄電池、Ｖ２Ｈ □ 遮光フィルム等 製品（交付要綱別表５） □上記設備　導入するエネルギー管理装置
補助対象経費総額	６，０００，０００円
補助金申請額	２，２００，０００円（
太陽光発電出力（該当する場合のみ）	２０　kW（小数第１位以下切捨て）
二酸化炭素排出量削減効果	XX.X　t-CO_2/年（小数第１位未満切捨て）
申請手続事務の代行	□なし ■あり　（会社名：　株式会社×××　） ※ 第１０号様式を提出してください。

撤去設備処分費や消費税などは補助対象経費に含まれませんので御注意ください。

太陽光発電設備出力に応じた加算金額や川崎 CN ブランド等認定製品導入に対する加算金額がある場合は、加算後の金額をご記入ください。

太陽光発電設備を導入する場合はご記入ください。

■ 私は、下記の１から５の内容に同意した上で、本申請を行います。

同　意　事　項

1　申請内容に一切の虚偽が無いことを誓約します。

2　本補助金交付要綱第３条（詳細は裏面）に該当する事業者です。

3　暴力団又は暴力団員ではありません。役員又は役員と同等の責任を有する者の中に暴力団員に該当する者はいません。

4　市税の滞納が判明した際には交付決定の取消を受けることに異議を申し立てません。

5　期限内に完了届を提出できない場合は、交付決定の取消を受けることに異議を申し立てません。

（補助事業に係る情報）（□は、該当するものに☑をしてください）

国・県補助金等の申請状況	□なし
	■あり （補助制度の名称：神奈川県　○○○○補助金　　） （補助事業に係る総事業費：　７，６００，０００　　円　） （補助対象経費：　７，６００，０００　　円　） （補助金申請額：　１，６００，０００　　円　）
工事施工予定期間	令和７年○月○日　～　令和７年○月△日 ※　事業完了届提出期限は令和８年３月 16 日です。
工事施工予定業者	名　称　　株式会社○○○ 所在地　　○○市△△区○○町 XX－XX 電話番号　　XXX-XXX-XXXX
補助金交付要綱第３条に める補助対象事業者へ 当について（対象業種	次の項目に該当する事業者であることを確認しました。 ■ 中小企業者 ア　中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者 イ　発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業（中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有していない事業者 ウ　発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有していない事業者 □ 学校法人 ア　私立学校法に規定する学校法人 イ　常時使用する従業員の数が１０ 医療法人 ア　医療法に規定する医療法人 イ　常時使用する従業員の数が３０ 社会福祉法人 ア　社会福祉法に規定する社会福祉法人 イ　常時使用する従業員の数が１００人以
補助金交付要綱第３条に定める補助対象事業者への該当について（認定の取得）	次の項目に該当する事業者であることを確認しました。 ■「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」の認定を取得している又は第１４条に定める完了届の提出時までに「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」の認定を取得予定である
補助金交付要綱第３条に定める補助対象事業者への該当について（役員及び市税）	次に掲げる全ての要件を満たすことを確認しました。 ■大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めていない ■川崎市税（法人にあっては法人市民税を、個人にあっては個人市民税をいう。）の納税義務者である ■川崎市税及び川崎市に対する債務の支払い等の滞納がない ■事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守している
川崎市地球温暖化対策等推進条例に定める「中小規模事業者」への該当について	■川崎市内に設置している全事業所の令和６年度における原油換算エネルギー使用量合計は、1,500 キロリットル未満であることを確認しました。 ■事業活動に用いる自動車のうち、川崎市内に使用の本拠を有するものは、令和７年３月 31 日時点において 100 台未満であることを確認しました。 ■川崎市内に設置している全事業所の令和６年度における温室効果ガス排出量は、いずれの物質についても 3,000 トン未満であることを確認しました。
導入設備のグリーン購入法調達基準・トップランナー基準への適合について	■導入する設備が、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく判断基準（グリーン購入法調達基準）又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく性能の向上に関する製造事業者等の判断基準（トップランナー基準）に定めがある設備である場合は、いずれかの基準を満たす設備であることを確認しました。

対象業種に該当することを確認のうえチェックを入れてください。申請内容に虚偽がある場合は、補助金の取消、返還の対象になりますので御注意ください。

各項目について確認ができましたら、チェックを入れてください。申請内容に虚偽がある場合は、補助金の取消、返還の対象になりますので御注意ください。